

基勞補発第 0731005 号
平成 18 年 7 月 31 日

都道府県労働局
労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師
施術料金算定基準の一部改定について

標記については、平成 18 年 7 月 31 日付け基発第 0731002 号通達により示され、この労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準（以下「改定算定基準」という。）によることとされたので、協定締結及び関係者に対する改定算定基準の周知について、適切な事務が行われるように万全を期されたい。

なお、関係団体に対しては、本職から別添により協定締結についての協力等を依頼したところであるので、念のため申し添える。



基労補発第 0731006 号

平成 18 年 7 月 31 日

財団法人労災保険情報センター
専務理事 笹川 靖雄 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師
施術料金算定基準の一部改定について

標記については、平成 18 年 7 月 31 日付け基発第 0731002 号通達により示され、この労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準によることとされたので、適切な事務が行われるように万全を期されたい。

なお、関係団体に対しては、本職から別添により協定締結についての協力等を依頼したところであるので、念のため申し添える。



基 発 第 0731002 号
平成18年7月31日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師
施術料金算定基準の一部改定について

標記算定基準については、昭和57年5月11日付け基発第326号一1通達により取扱っているところであるが、今般、健康保険におけるはり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師に係る療養費の支給基準が改正されたこと等に伴い、その一部を改め、別添のとおりとし、本年8月1日以降の施術に係るものから適用することとしたので、了知の上、管内の関係団体と改定後の同算定基準に基づく協定の締結を行い、円滑な運営を図られたい。

(別添)

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準

(平成18年8月1日以降の施術)

初 検 料	2,250 円	注 当該施術所が表示する施術時間以外の時間において初検を行った場合は、所定金額に 650 円を加算する。 ただし、休日において初検を行った場合は、所定金額に 1,870 円を加算する		
往 療 料	2,240 円	注 1 往療距離が片道 2 キロメートルを超え 8 キロメートルまでの場合については 2 キロメートル又はその端数を増すごとに所定金額に 960 円を加算し、片道 8 キロメートルを超えた場合については、一律 2,880 円を加算する。 2 夜間往療については、所定金額(注 1 による加算金額を含む。)の 100 分の 100 に相当する金額を加算する。 3 2 戸以上の患者に対して引き続いて往療した場合の往療順位第 2 位以下の患者に対する往療距離の計算は当該施術所の所在地を起点とせず、それぞれの先順位の患者の所在地を起点とする。		
施 術 料	はり・きゅう 1 術 の 場 合	1 日 1 回限り 2,500 円	注 傷病部位が 2 以上にわたり、かつ、当該部位に施術を行った場合には、所定金額の 100 分の 20 に相当する金額を加算する。	
	2 術 (はり・きゅう併用) の場合	1 日 1 回限り 3,930 円		
	マッサー ジ	マッサージを行った場合	1 日 1 回限り 2,500 円	注 特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ(結合織マッサージ、関節マッサージ、内臓マッサージ(胃、腸、肝、心等))を行った場合には所定金額の 100 分の 20 に相当する金額を加算する。
	温電法を併施した場合	1 回につき 90 円加算		
	変形徒手矯正術を行った場合	1 肢につき 530 円		
	はり又はきゅうと マッサージの併用	1 日 1 回限り 3,930 円	注 傷病部位が 2 以上にわたり、かつ、当該部位に施術を行った場合及び特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ(結合織マッサージ、関節マッサージ、内臓マッサージ(胃、腸、肝、心等))を行った場合には所定金額の 100 分の 20 に相当する金額を加算する。	
電気・光線器具による療法	1 日 1 回限り 550 円加算	注 あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師が傷病労働者の施術に当たって、その施術効果を促進するため、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の業務の範囲内において電気・光線器具(あん摩マッサージ指圧師にあつては、超音波(若しくは極超短波)又は低周波、はり師及びきゅう師にあつては電気鍼又は電気温灸器に限る。)を使用した場合に算定する。 ただし、1 日に 2 回以上又は 2 種類以上の電気・光線器具を使用しても 1 回として算定する。		
休 業 証 明 料	1 件につき 2,000 円	休業(補償)給付請求書における証明		

(参考)

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準の改定内容

1 往療料

(基本額) 2, 250円 → 2, 240円

(加算上限額) → 2, 880円

2 施術料

(1) 温罨法の併施 100円 → 90円

(2) 変形徒手矯正術 520円 → 530円



基労補発第 0731004 号

平成 18 年 7 月 31 日

社団法人 全日本鍼灸マッサージ師会 会長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師
施術料金算定基準の一部改定について

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準の改定については、慎重に検討いたしました結果、別添のとおり改め、平成 18 年 8 月 1 日以降の施術にかかるものから適用することとし、都道府県労働局長あて通知しましたので、貴会におかれましても、所属会員に対する周知徹底及び貴会都道府県組織と都道府県労働局長との間の協定の締結について格別のご配慮をよろしくお願いいたします。



基勞補発第 0731004 号
平成 18 年 7 月 31 日

社団法人 日 本 鍼 灸 師 会 会 長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師
施術料金算定基準の一部改定について

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準の改定については、慎重に検討いたしました結果、別添のとおり改め、平成18年8月1日以降の施術にかかるものから適用することとし、都道府県労働局長あて通知しましたので、貴会におかれましても、所属会員に対する周知徹底及び貴会都道府県組織と都道府県労働局長との間の協定の締結について格別のご配意をよろしくお願いいたします。



基勞補発第 0731004 号

平成 18 年 7 月 31 日

社団法人 日本あん摩マッサージ指圧師会 会長 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部補償課長

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師
施術料金算定基準の一部改定について

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準の改定については、慎重に検討いたしました結果、別添のとおり改め、平成 18 年 8 月 1 日以降の施術にかかるものから適用することとし、都道府県労働局長あて通知しましたので、貴会におかれましても、所属会員に対する周知徹底及び貴会都道府県組織と都道府県労働局長との間の協定の締結について格別のご配慮をよろしくお願いいたします。



基勞補発第 0731004 号
平成 18 年 7 月 31 日

社会福祉法人 日本盲人会連合 会長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師
施術料金算定基準の一部改定について

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準の改定については、慎重に検討いたしました結果、別添のとおり改め、平成18年8月1日以降の施術にかかるものから適用することとし、都道府県労働局長あて通知しましたので、貴会におかれましても、所属会員に対する周知徹底及び貴会都道府県組織と都道府県労働局長との間の協定の締結について格別のご配意をよろしくお願いいたします。